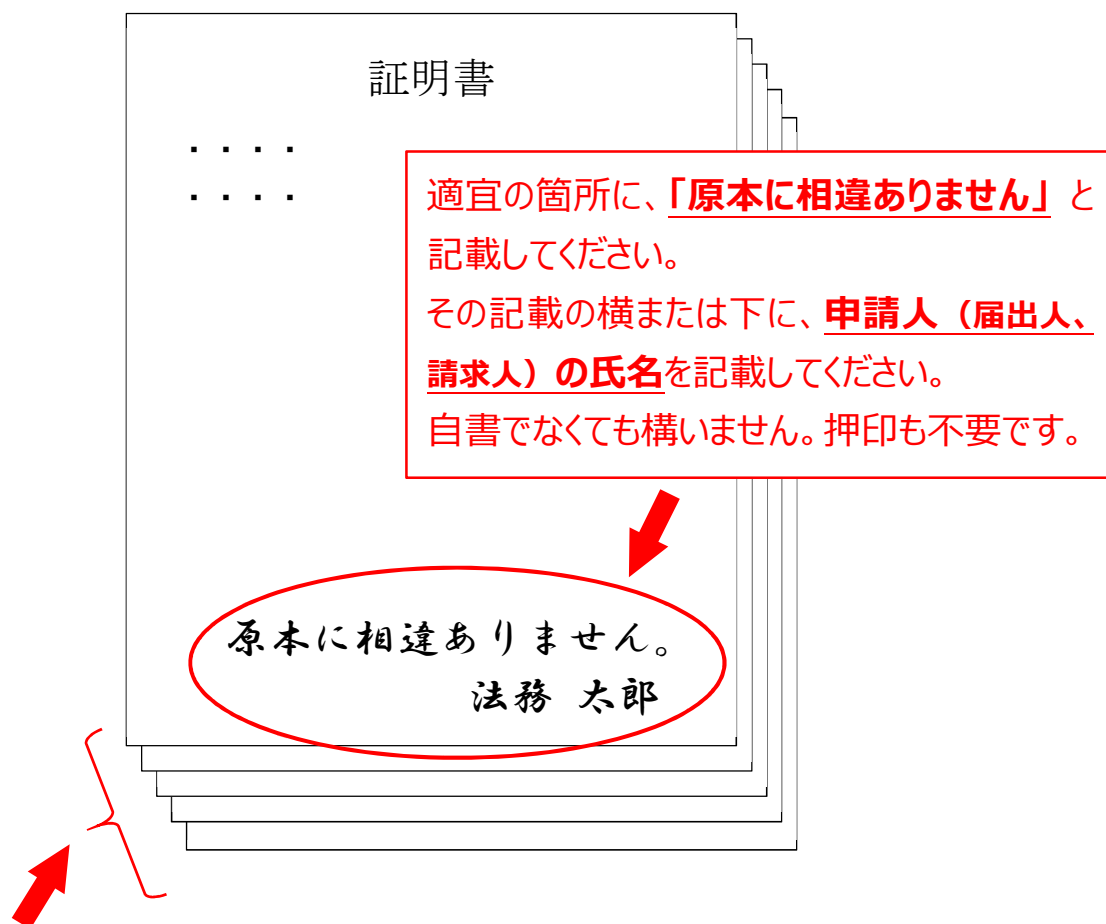


証明書（戸除籍謄本、住民票の写し等）の原本の返却を希望する場合

申請書・届出書・請求書等に添付した証明書の原本とあわせて、そのコピー（「原本に相違ない」旨を記載し、記名したもの）を提出された場合には、手続完了後、原本を返却します。

「原本に相違ない」旨の記載は、以下のように行ってください。

〔見本〕



証明書が複数枚にわたる場合には、全てのページをコピーしてください。

この場合には、「原本に相違ない」旨の記載と、申請人（届出人、請求人）の記名は、1枚目のみに記載することで差し支えありません。

契印は不要です。